

福岡県ニホンザル対策基本方針

1 背景及び目的

本県に生息するニホンザルは、「福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2011」において、「県内の山地に広く分布するが、群れは香春岳周辺と脊振山地のみに局限される。2008年の福岡県と香春町の資料によれば、香春岳周辺では2群160頭が確認され、脊振山地では約200頭と推定されており、県内での群れの個体数は少ない。」「2008年の目撃情報から県内に広く分布する。」としている。

しかしながら、香春岳の群れについては、平成25年度に北九州市が実施した生息調査によると、北九州市に出没するサルの群れだけでも、120頭を超えており、また若齢個体の割合が多いことから、今後個体数がさらに増えることが懸念される。

本県では平成20年7月に「サル被害対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」を設置し、人間とニホンザルの生活域を分けることを基本的な方針とした総合的な猿害対策や、そのための具体的な手法等について検討を重ねてきた。ここに、ニホンザルによる各種被害を軽減しつつ長期にわたって地域個体群を維持するという、人間とニホンザルの共存を目指した基本方針を策定し、対策を講じてきたところである。

また、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）において、市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産大臣の定めた被害防止のための基本指針に即して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下、被害防止計画という。）を作成し、被害対策を講じることが可能になった。

このため、本県は市町村の被害防止計画に基づくニホンザルの被害対策に資するため本基本方針において、被害対策や保護管理に関する指針を示すとともに、被害等の実態把握や対策の評価を行うものである。

2 基本的な考え方

ニホンザルは運動能力や学習能力が高く、また手先も器用なため、さまざまな環境に迅速に対応し行動を変化させる習性を持ち、一旦、人馴れや人間の食物への依存を経験すると、人の生活圏に遊動域を重ね、農林産物への加害を繰り返すようになる。

また、栄養価の高い農林産物等を豊富に採餌することにより、繁殖力の向上とこれによる個体数の増加を招き、やがては群れが分裂して分布域を拡大させ、さらに広範囲にわたる農林産物への加害を繰り返すようになる。

このため、人間とニホンザルの棲み分けを前提とした、人間に対する警戒心や恐怖心を高める追い払い等によって、人間の生活圏は彼らの生活場所でないことを学習させるための対策が必要である。

農地や集落内での対応が遅れるとそれらの場所が安全な採食場所であると学習するため、排除することが困難となる。

一方、適切な初期対応によって、対策にかかる費用や労力を大幅に減少させることが可能である。

防除対策には決め手は無いため、永続的に地域がまとまって、さまざまな対策を組織的・複合的に実施していく必要がある。

群れから独立しているハナレザルについても、人や集落に馴れ、農作物等の味を覚えた個体が、その後群れに加わることによって、群れ全体の人馴れが急速に進み、農作物依存の群れになっていく可能性がある。そのため、どのような個体であっても農地及び集落を餌場として認識させないようにすることが重要である。

以上のことから、次の3点を基本的な目的として、対策を実施する。

ニホンザル対策目的

- ・ 地域個体群の保全（遺伝的多様性の維持）
- ・ 農林産物被害の防止
- ・ 生活被害の防止

3 現状

(1) 生息状況

環境省が1978年、2002年に行った調査によると、県内の分布状況は図-1、図-2のとおりである。

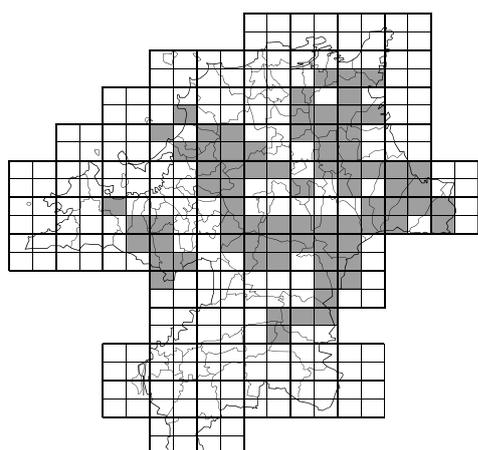
また、県が平成20年度に実施した「ニホンザル生息情報調査」(注)によると、県内66市町村中、54市町村で生息(確認)情報を得られ、図-3、図-4のとおり、分布は3つのグループに大別できる。

ニホンザルは、基本的には群れで行動する。県内の主な群れの生息状況は、香春岳周辺と脊振山地で確認されている。

一方、群れとは別に、単独または数頭で生活するハナレザル(主にオス)は、県内各地で確認されている。

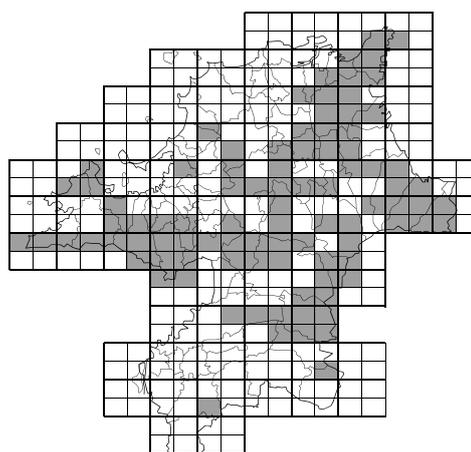
※注：市町村、鳥獣保護員、自然公園指導員、環境保全指導員に対し、平成17年度以降の生息情報(目撃・被害等)についてアンケート調査

【図-1】



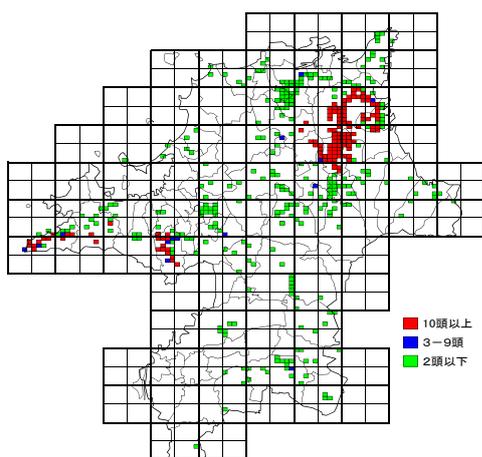
ニホンザルの分布(環境庁,1978)(5km区画)

【図-2】



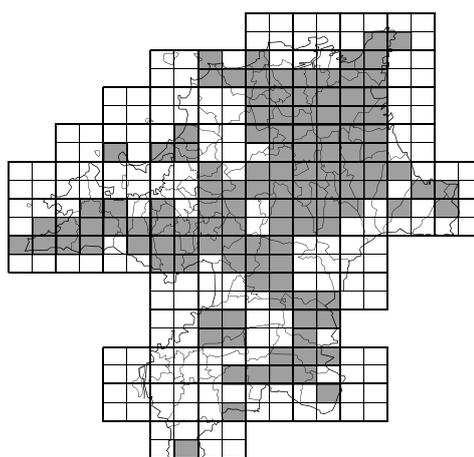
ニホンザルの分布(環境省,2002)(5km区画)

【図－3】



ニホンザルの分布（福岡県, 2008）（1km 区画）

【図－4】



ニホンザルの分布（福岡県, 2008）（5km 区画）

(2) 被害状況

ア 農林産物被害

【表－1】に平成20年度以降の年度別の被害状況の推移を示す。

【表－1】

(単位：千円)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
28,362	19,195	20,525	18,425	20,342	26,295	17,747	8,031	7,250	7,165

(畜産課調べ)

イ 人の生命及び身体への被害

【表－2】に平成20年度以降の年度別の人的被害状況の推移を示す。

【表－2】

(単位：件)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
38	12	34	12	22	20	42	11	35	18

(3) 被害防除状況

ア 防除状況

ニホンザルによる農林産物被害を防止するため、爆竹、ロケット花火等による追い払い等が行われている。防護柵等の設置については、電気柵等の設置が地域で進められている。

イ 捕獲状況

【表－3】に平成20年度以降の年度別の有害鳥獣捕獲による捕獲数の推移を示す。

【表－３】

(単位：頭)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
31	28	26	45	63	80	181	116	90	53

4 具体的な対策

人とニホンザルの棲み分けを前提とし、さらに、ニホンザルに対する対策は、次の３点を主な柱とする。

- ・ 被害防除
- ・ 生息域管理
- ・ 個体群管理

(1) 被害防除

ア 集落環境整備

ニホンザルの餌となる放任された果樹や農作物残渣をなくすこと、耕作放棄地をなくすことなどにより、ニホンザルが侵入したり、定着したりしないよう地域ぐるみで集落周辺の環境を整備し、ニホンザルが寄りつきにくい集落づくりを進める。

イ 防護柵の設置

被害発生の原因を把握し、加害レベル、地形等に合わせた適切な防護柵を地域ぐるみで設置し、住民自らが中心となってその維持管理を行う。

ウ 被害を受けにくい農作物の利用

ニホンザルの嗜好性の低い農作物を畑の周辺に栽培する等、餌場としての価値を低下させる。

エ 追い払い

地域ぐるみで野生鳥獣に対する追い払いなどの威嚇を行い、ニホンザルの人馴れ度を低減させる。

なお、被害防除に係る支援事業は【表－４】のとおりである。

【表－４】 ニホンザルの被害対策事業（平成30年度）

事業名	事業主体	事業内容	補助率
鳥獣被害防止総合支援事業	地域協議会等	捕獲機材の導入や被害防止施設の整備等	1/2以内、定額
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	地域協議会等	有害捕獲に係る捕獲活動経費の助成	定額
サル被害対策事業	市町村等	サルの麻酔薬等による殺処分に要する経費の助成	1/2以内

(2) 生息域管理

群れの遊動域内及びその背後の森林については、地域の合意と各地域の森林整備計画等の方針との整合性を図りつつ整備を行う。

集落の近くには泊まり場や隠れ場になる場所を作らないよう、ヤブの刈り払い等を進め、緩衝地帯（バッファゾーン）を整備し、滞在しにくい環境を創出する。

農耕地及び人家から離れた場所では、ニホンザルの生息地に適した多様な自然植生の維持・回復に努める。

(3) 個体群管理

ア 農林産物被害及び生活環境被害防止のための捕獲

追払いや防除対策を講じてもなお、農林産物被害及び生活環境被害を引き起こしている加害個体は、人の生活圏に過度に依存、馴化しており、この行動が他の個体及び群れに悪影響を及ぼすこととなるため、【表－5】「加害レベル判定基準表、群れの加害レベルと被害対策の選択基準表」等を参考に、これらの個体については捕獲の対象とする。

捕獲にあたっては、捕獲に起因する群れの分裂が生じないように配慮するものとする。

また、人身被害が発生した場合や、人家等への侵入や攻撃的行動があつて人身被害が発生するおそれのある場合には、緊急に有害個体を特定して捕獲するものとする。

群れの加害レベル等によっては、群れ全体を捕獲することも検討する必要があるが、この場合、以下の条件を満たす場合について、実施する。

- ・被害が甚大で、人馴れが激しいこと
- ・被害防除対策と生息環境管理が十分に実施されていること
- ・隣接する群れの分布状況が把握されていること
- ・捕獲後のモニタリング体制が整っていること

なお、対策の検討に当たっての具体的な手順については、【図－3】「個体群に対する被害防止体系」のとおりとする。

イ ハナレザル

ハナレザルやオスグループについては、群れから離れた個体であり、群れのように定まった遊動域がないので、比較的、農地・市街地等にも出没しやすいという傾向がある。

また、人を恐れないため、農作物に大きな被害を与えたり人に危害を加えやすいと考えられる。

そのため、ハナレザルやオスグループによる被害があり、防除を試みても被害が軽減できない場合は、捕獲することが必要である。

詳細は、【図－4】「ハナレザルに対する体系」のとおりとする。

ウ 外来種等の取り扱い

ニホンザル以外の外来種が発見された場合は、関係者と協力し、速やかに当該個体を捕獲する。

放獣等による人為分布に係るサルについては、生態系への影響及び人間との接触による馴れからの人的被害が懸念されるため、原則として全てを捕獲する。

エ 捕獲個体の処理方法

捕獲した個体は、放獣せず、原則として麻酔薬の投与等できる限り苦痛を与えない方

法により殺処分し、山野に放置することなく適正に処理する。実験動物としての利用は行わない。

(4) その他

ア 餌付けの禁止

地域住民や観光客による餌付けは、人馴れを促進させ個体数や被害の増大に繋がる。また、その地域への定着の要因になるため、絶対に餌を与えないよう普及啓発を図る。

イ モニタリング

生息状況、被害状況、捕獲個体状況や捕獲効率等のモニタリングを行い、必要に応じて方針の見直しを行う。

5 役割分担

(1) 県の役割

ア 情報収集及び評価・検討

県全体の生息情報や地域における被害レベル等に係る情報を市町村等の協力を得ながら取りまとめを行い、検討委員会で保護管理や被害対策について検討・評価を行う。

イ 市町村等への支援

検討委員会での検討結果や被害軽減のための栽培方法、防止柵等の設置方法、捕獲方法等について、必要に応じて情報提供を行う。

ウ ニホンザル対策に係る基本方針の見直し

検討委員会により被害の実態把握や対策の評価を踏まえ、必要に応じて基本指針の見直しを行う。

エ 隣接県との協議

必要に応じて、隣接県等関係機関との協議を行う。

(2) 市町村の役割

ア 被害実態の把握

地域住民等との協力をもとに被害状況や出没情報の把握に努める。

イ 生息情報の収集

群れの動向等、生息情報の把握に努め、検討委員会へ情報提供する。

ウ 地域の共通意識の醸成

ニホンザルの生息実態や被害状況を住民に周知し、被害軽減に向け、可能な限り集落レベルでの意識の共有化を図るよう努める。

エ 被害防止計画の作成と対策の実施

被害防除、生息域管理、個体群管理を総合的に実施するため、県からの出没状況等の情報を活用しながら被害防止計画を作成するとともに、被害対策を講じるよう努める。

(3) 地域住民等の役割

ア 主体的な取組

被害防除、生息域管理に主体的に取り組むことが期待される。なお、取組にあたっては、地域が一体となって対応することが望ましい。

イ 情報提供

農林産物の被害状況、サルの生息情報、防除対策の効果等を市町村や県に情報提供する。

附則

この基本方針は平成21年3月2日から施行する。

附則

この基本方針は平成26年4月1日から施行する。

附則

この基本方針は平成29年3月1日から施行する。

附則

この基本方針は平成31年4月1日から施行する。

【表-5】 加害レベル判定基準表、群れの加害レベルと被害対策の選択基準表

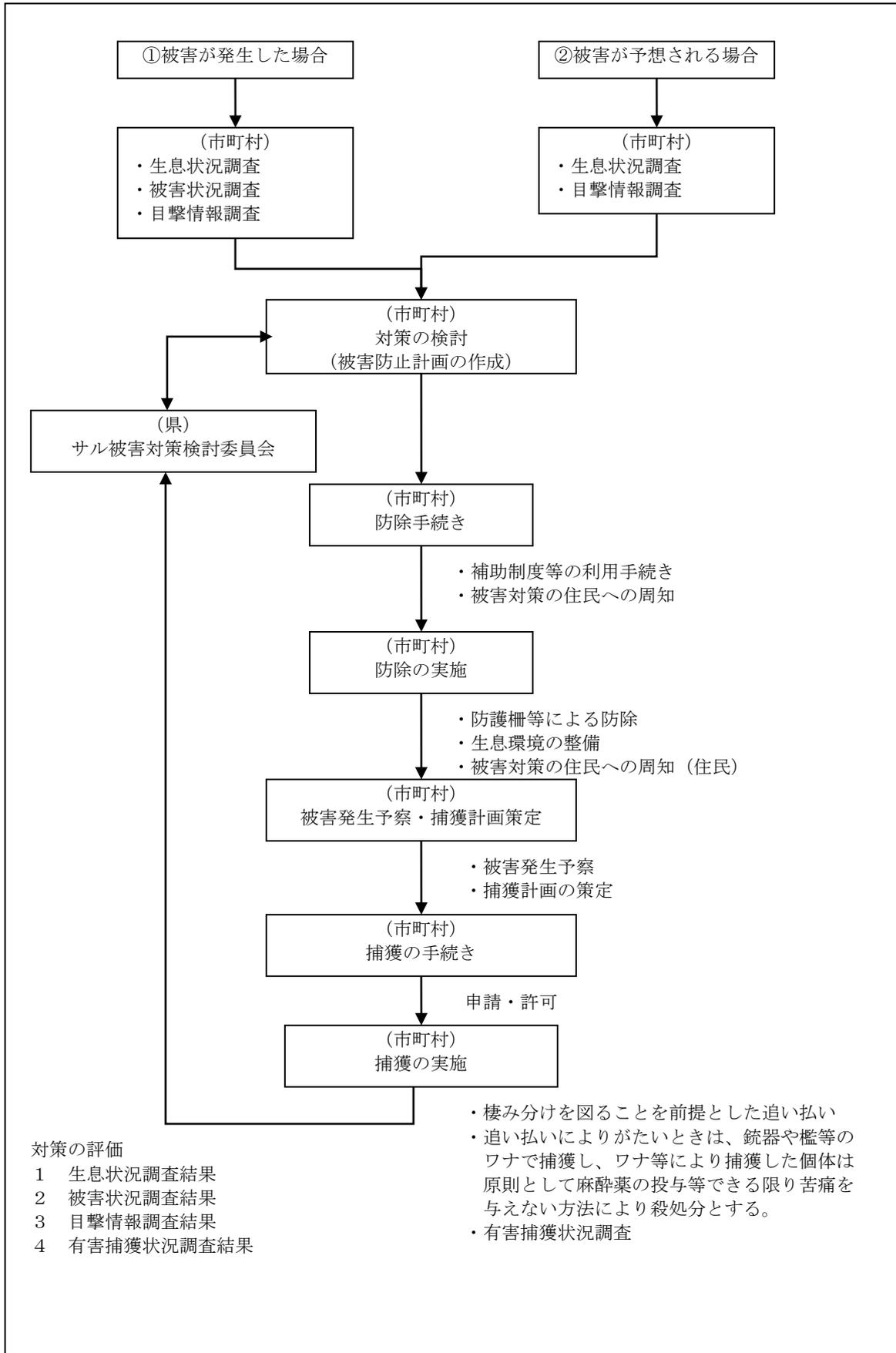
加害レベル判定基準表				群れの加害レベルと被害対策の選択基準		
区分	出没場所	人に対する反応	農林産物等の被害状況	被害防除	個体の捕獲	環境整備
レベル0	<input type="checkbox"/> 山林内で見かける。	<input type="checkbox"/> 人の姿を見ると逃げる。	<input type="checkbox"/> 特に被害なし	特に対策はとらない。		
レベル1	<input type="checkbox"/> 群れ全体が今までで見かけることがなかった林縁部に出没する。 <input type="checkbox"/> 数頭が、収穫後の農地に一時的に出没する。	<input type="checkbox"/> 人の姿を見ると逃げる。	<input type="checkbox"/> 林縁部に自生する柿や栗を食べる。 <input type="checkbox"/> 林縁部にあるホダ場のシイタケなどを食べる。	<input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> シイタケのホダ場は、囲うか人家周辺に移動		<input type="checkbox"/> 林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 <input type="checkbox"/> 農地周辺や林縁部のヤブの除去 <input type="checkbox"/> 放棄した農作物の除去
レベル2	<input type="checkbox"/> 群れ全体が、農地に季節的に出没する。 <input type="checkbox"/> 数頭が、時折人家の庭先にも出没する。	<input type="checkbox"/> 人の姿を見ても逃げない場合がある。	<input type="checkbox"/> 主に畦の草本類や落ち穂を食べる。 <input type="checkbox"/> 季節によって、野菜等の農作物を食べる。 <input type="checkbox"/> 庭先の柿等の果実を食べる。	<input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 簡易柵の設置		<input type="checkbox"/> 放棄した農作物の除去 <input type="checkbox"/> 取り残しの農作物の除去 <input type="checkbox"/> 庭の果樹の除去又は早期収穫 <input type="checkbox"/> 屋外の商品の適正な管理
レベル3	<input type="checkbox"/> 群れ全体が、農地にほとんど通年出没する。 <input type="checkbox"/> 群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先にまで出没する。	<input type="checkbox"/> 人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	<input type="checkbox"/> 果樹、野菜、稲等の農作物を食べる。	<input type="checkbox"/> 組織的な追い払い <input type="checkbox"/> 重要な農作物又は大規模な農地は、恒久柵の設置	<input type="checkbox"/> 加害個体の捕獲	
レベル4	<input type="checkbox"/> 群れ全体が、農地にほとんど通年出没する。 <input type="checkbox"/> 人家や商店に侵入する。 <input type="checkbox"/> 群れ全体が通学路や幹線道路に出没したまま去らない。	<input type="checkbox"/> 人を威嚇する行動を見せる。	<input type="checkbox"/> 農林産物に甚大な被害を与える。 <input type="checkbox"/> 人家や商店内の食品や商品を奪う。 <input type="checkbox"/> 人の肩等に乗る、持ち物を奪う。 <input type="checkbox"/> 噛みつく、引っ掻くなど人身被害をおこす。		<input type="checkbox"/> 一定のまとまりのある個体群の捕獲（個体数の調整）	

※ 加害レベルは客観的に判断すること。

※ 被害対策の選択基準は、およその目安とし、適宜選択すること。

【図-3】

個体群に対する被害防止体系



【図－４】

ハナレザルに対する被害防止体系

